

後期高齢者医療制度 長期入院認定について

過去12ヶ月（所得区分が「低所得Ⅱ」の期間）の入院日数が90日を超えたかたは長期入院日数届出書の提出をお願いいたします。
 ※届出書の提出月から過去12ヶ月の入院日数（低所得Ⅱの認定を受けていた期間）が90日以上のかたが対象

お大事に
なさって
ください



後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	交付年月日
被保険者番号	
被 住 所	
生年月日	
資格取得年月日	
負担割合	
発効期日	
限度区分	
長期入院 該 当 日	
発効期日	
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	兵庫県後期高齢者医療広域連合

こちらに該当日が記載されます

- 長期入院日数届出書の提出（申請）には被保険者（入院患者）の本人確認書類と入院日数が90日を超えたことが証明できる書類（領収書など）が必要です。
- 長期入院日数届出書の受付後に「長期入院該当日」が印字された資格確認書を交付いたします。長期入院該当日は申請月の翌月の1日となります。※申請日が1日の場合は申請月の1日
- 長期入院該当日が記載された資格確認書を医療機関に提示すると、該日以降の1食あたりの食事代が減額されます。※過去12ヶ月の入院日数（低所得Ⅱの認定を受けていた期間）が90日を超えた分

後期高齢者医療 療養費支給申請について

長期入院認定前に食事代を（減額を受けずに）支払った分は申請により、給付（療養費支給）を受けられることがございます。申請希望の場合は下記をご確認いただき、必要書類の提出をお願いいたします。 ※診療月から過去12ヶ月の入院日数（低所得Ⅱの認定を受けていた期間）が90日を超えた分が対象

申請に必要な書類

- 後期高齢者医療 療養費支給申請書
- 申請者と後期高齢者医療被保険者（入院患者）の本人確認書類
- 振り込み先の口座情報がわかるもの 例：通帳やキャッシュカードなど
- 領収書の原本 ※減額を受けずに支払った分
- 委任状 ※療養費の振込先の口座が被保険者本人（入院患者）以外の場合

注意事項

- 原則、本人確認書類は国または地方公共団体の機関が発行した写真付きの身分証明書等（マイナンバーカード・運転免許証・後期高齢者医療資格確認書・パスポート・身体障害者手帳・療育手帳のいずれか1点）となります。
- 原則、代理人のかたが長期入院日数届出書の申請をする場合は委任状と代理人のかたの本人確認書類も必要となります。詳しくは川西市役所 医療助成・年金課までお問い合わせください。
- 申請書等を市役所に郵送して申請する場合は、本人確認書類・振り込み先の口座情報がわかるものは写しでお願いします。領収書の原本を返却希望の場合は**返信用封筒（返送先を記入した封筒に切手を貼ったもの）も同封**してください。
- 療養病床に入院されている後期高齢者医療被保険者：入院医療の必要性の高い方または指定難病患者の方で過去12ヶ月の入院日数が90日（低Ⅱの期間）を超える場合に減額（給付）となります。給付条件確認などのために川西市役所（医療助成・年金課）から被保険者が入院されている（た）医療機関に問い合わせをすることがございます。